

グループホームクローバー
認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人喜久寿会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった要介護利用者に対して、家庭的な環境と地域との交流のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

2 認知症によって自立した生活が困難になった要支援2の利用者に対して、家庭的な環境と地域との交流のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5 提供したサービスの質の管理、評価を常に行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称はグループホームクローバーとする。

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 2名

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

③ 介護職員 16名

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、1ユニット9名×2ユニット=18名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話、支援
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービス・指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(短期利用共同生活介護)

第9条 当事業所は、各共同生活ユニットの定員の範囲内で、空室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護(以下「短期利用共同生活介護」という。)を提供する。

2 短期利用共同生活介護の定員は1ユニットにつき1名とする。

3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が

作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。

5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者でなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(利用料等)

第 10 条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

短期利用共同生活介護の利用料についてもこれに準じる。

- | | |
|--|--------------|
| ① 家賃 | 1, 0 0 0 円／日 |
| ② 食費 | 1, 1 5 0 円／日 |
| ③ 水道・光熱費 | 3 0 0 円／日 |
| ④ 電気代（居室内持込 1 品につき） | 3 3 円／日 |
| ⑤ おむつ代 | 実 費 |
| ⑥ 理美容代 | 実 費 |
| ⑦ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 | 実 費 |

2 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

短期利用共同生活介護利用料の支払いは、利用終了日に発行する請求書に基づき、終了当日に受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第 11 条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。また指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は要支援 2 であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

短期利用共同生活介護利用者についてもこれに準じる。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

4 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員との連携を図ることとする。

(秘密保持)

第12条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第13条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等、入居者に係る居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 入居者に対する介護保険施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。(損保ジャパン保険加入)

(衛生管理)

第15条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第16条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第17条 非常災害に備え、関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に従業員に周知しておくとともに、地域の協力機関等と連携を図り、定期的に避難訓練を行う。

2 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害

時には避難等の指揮をとる。

(地域との連携)

第 18 条 地域住民又はボランティアとの連携及び協力を密にし、地域との交流を積極的におこなう。

(運営推進会議)

第 19 条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症共同生活介護の提供に当たっては、事業者が設置した運営推進会議に対し、サービスの提供等の活動状況を報告し、運営推進会議の評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

(記録の整備)

第 20 条 従業者、施設及び構造ならびに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 入居者に対する介護保険施設サービスの提供に関する諸記録を整備しなければならない。

3 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録を作成するとともに、公表するものとする。

4 上記 2・3 の記録は、その完結の日から 5 年間保管しなければならない。

(その他運営についての重要事項)

(勤務体制の確保)

第 21 条 利用者に対し、適切な介護保険サービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 当該施設の従業者によってサービスの提供を行わなければならない、ただし、利用者の処遇に直接影響をおよぼさない業務については、この限りではない。

3 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(身体不拘束)

第 22 条 利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断は、身体拘束廃止委員会で決定する。

3 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、利用者本人家族に対して、身体拘束の内容・目的・理由・拘束の時間・期間等の詳細な説明を協力病院の医師から指示を受けた管理者・計画作成担当者が行い、文書にて同意を得る。

4 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合は直ちに解除する。

5 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様、および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、それについて情報を開示し、ケアスタッフ間、ホーム全体、身体拘束廃止委員会、家族等関係者の間で情報を共有する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第23条 入居者の人権の保障、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行う。

2 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。また、これらを適切に実施するための担当者を置く。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日より一部改正する。

この規程は、平成17年10月4日より一部改正する。

この規程は、平成18年4月1日より一部改正する。

この規程は、平成20年4月1日より一部改正する。

この規程は、平成26年4月1日より一部改正する。

この規程は、平成28年9月21日より一部改正する。

この規定は、平成31年1月20日より一部改定する。

この規定は、令和3年4月1日より一部改正する。

この規定は、令和5年8月1日より一部改正する。

この規定は、令和6年3月21日より一部改正する。

この規程は、令和6年4月4日より一部改正する。